

第5回

# 年金額改定の仕組みと考え方

本連載では、年金制度の現状、課題と将来像について、制度の理念や根底の考え方について戻りつつ、わかりやすく説明し、皆さんと一緒に考えていただきたいと思います。

今回は、物価と賃金の動向に基づく年金額改定と、マクロ経済スライドの仕組みについて、解説します。

## 1 新規裁定の年金額は、賃金スライドで、現役の賃金水準とのバランスを維持

65歳になつて受け取り始める年金など、新規裁定の年金額は、賃金スライドにより、現役世代の賃金水準とのバランスを維持することが基本です。

賃金スライドには、「名目手取り賃金変動率」が用いられます。これは、「2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率」と、「可処分所得割合変化率」を乗じて算出します。

まず、すべての厚生年金被保険者の標準報酬額の年度の平均額に基づいて、前年度と比べた名目賃金変動率を算出します。これを物価変動率で割ることで、年度の実質賃金変動率を算出し、その上で「3年度平均の実質賃金変動率」を算出します。

いったん、実質賃金変動率の3年度平均を算出してから、直近の物価変動率を乗じて、名目の賃金変動率を求める手順をとっているのは、賃金変動については3年度平均でならしつつ、物価変動については、できるだけ直近の変動を反映して、物価変動とのタイムラグを

小さくするためです。

その上で、「可処分所得割合変化率」を乗じて、「手取り」の賃金変動率を算出します。可処分所得割合変化率は、厚生年金の保険料率の段階的引上げを考慮して設定されたもので、現役世代の手取り賃金の変動を、年金額に反映するためのものです。厚生年金保険料率は、段階的に引き上げた後、平成29年度以降は固定されていますので、現在は、可処分所得割合変化率は0%です。

## 2 既裁定の年金額は、物価スライドで、実質価値(購買力)を維持

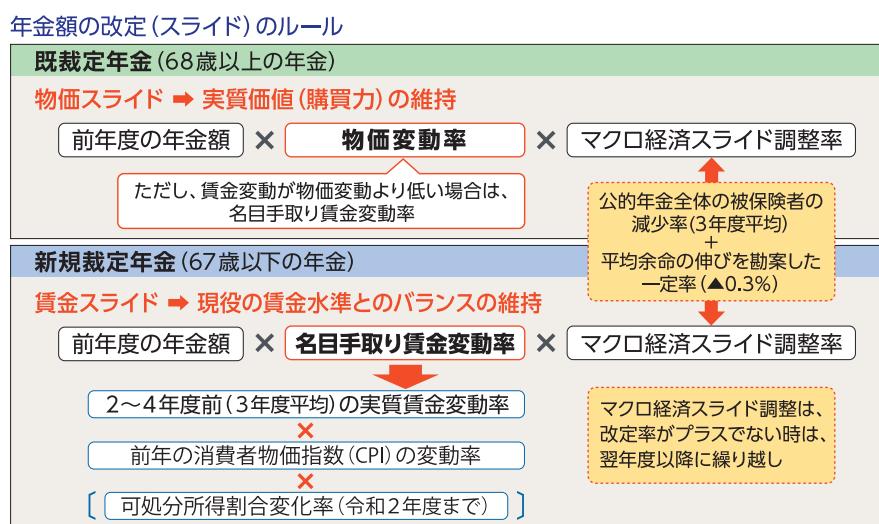
受給が始まった後の既裁定年金は、物価スライドにより、実質価値(購買力)を維持することが基本です。

物価変動率は、総務省が公表する全国消費者物価指数(生鮮食品を含む総合指数)の対前年比を用います。

より正確に説明しますと、年金額のスライドでは、「既裁定年金」とは68歳以上の人年の年金のことと、「新規裁定年金」とは67歳までの人年の年金です。

なぜ68歳なのかというと、新規裁定年金の賃金スライドが、3年度平均を使っていますので、65歳に到達する直前までの賃金変動を年金額に反映するためには、67歳まで賃金スライドを適用する必要があるからです。

方から、67歳までは新規裁定年金のスライドルールが適用されます。



## 3 現役の実質賃金が下がった時には、既裁定年金も、現役の負担能力に合わせて賃金スライド

既裁定の年金額は、物価スライドで実質価値(購買力)を維持するという基本型は、賃金変動率が物価変動率より高い通常の経済変動のケース(実質賃金がプラスの場合)で適用さ

れます。

一方、賃金変動率が物価変動率より低いケース(美質賃金がマイナスの場合)では、既裁定年金も、賃金スライドです。これは、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする考え方によるものです。

#### 4 マクロ経済スライド調整で、被保険者の減少と平均余命の伸びを反映

年金額の改定では、賃金と物価による改定率から、マクロ経済スライド調整率を差し引きます。この調整率は、公的年金全体の被保険者数の減少率(直近3年度平均)と、平均余命の伸び分(年率▲0・3%)を合計したもので。

マクロ経済スライドは、保険料の上限を固定した上で、それに見合ったように将来の給付水準を調整するものです。5年ごとの財政検証で、100年間の財政計算を行い、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有できるようバランスする時点で、終了します。

マクロ経済スライドには、「名目下限措置」があります。賃金・物価によるプラスの改定率が、マクロ経済スライド調整率よりも小さいときは、部分的な調整にとどめ、年金額は据え置きます。賃金・物価による改定率がゼロかマイナスのときは、マクロ経済スライドは行いません。年金の名目額は下げるに、長い年数をかけて、少しづつ給付水準を調整します。

名目下限による未調整分は、翌年度以降に繰り越し(キャリーオーバー)され、賃金や物価が上昇したときに、繰り越し分を解消します。

#### 5 近年の賃金・物価の動向と年金額改定の実施状況

令和2年度の年金額改定は、前年の令和元年の物価上昇率が0・5%で、直近3年度平均の賃金変動率が0・3%であり、賃金上昇率が物価上昇率を下回りましたので、新規裁定も既裁定も、賃金変動率による改定となりました。賃金変動率0・3%から、マクロ経済スライド調整率▲0・1%を差し引いたので、年金額は0・2%の引上げでした。

令和4年度の年金額改定は、前年の令和3年の物価変動率が▲0・2%で、直近3年度平均の賃金変動率が▲0・4%でしたので、この年も、新規裁定も既裁定も、賃金変動率による改定となりました。改定率がマイナスなので、マクロ経済スライド調整は行わず繰り越しです。このため、年金額は▲0・4%の引下げでした。

令和5年度の年金額改定は、前年の令和4年の物価変動率が2・5%の大幅上昇となり、直近3年度平均の賃金変動率も2・8%の上昇となりました。賃金変動が物価変動を上回ったので、新規裁定年金は賃金変動率で、既裁定年金は物価変動で改定する基本型の改定ルールが適用されました。新規裁定年金と既裁定年金の改定率が分かれるのは、平成16年改正による自動スライド規定の施行以後で初めてです。マクロ経済スライド調整率は、前年度、前々年度からの繰越しと合わせて▲0・6%です。これを差し引いて、新規裁定年金は2・2%、既

裁定年金は1・9%の引上げでした。

年金額の改定では、賃金と物価の実績値が出た後で年金額に反映しますので、賃金・物価の動向と年金額スライドに、若干のタイムラグがあります。

また、マクロ経済スライド調整を行っている途上ですので、物価上昇に年金額改定が追いつかないことがあります。受給者には大変厳しいことですが、保険料負担の過度の上昇を避けるためには、やむを得ないこととして、ご理解をお願いしているものです。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
物価変動率(前年)	1.0%	0.5%	0.0%	▲0.2%	2.5%
名目手取り賃金変動率(3年度平均)	0.6%	0.3%	▲0.1%	▲0.4%	2.8%
マクロ経済スライド調整率	繰越し分 ▲0.3% + ▲0.2%	▲0.1%	(▲0.1%)	(▲0.1%) + (▲0.2%)	繰越し分 ▲0.3% + ▲0.3%
年金額改定率	0.1%	0.2%	▲0.1%	▲0.4%	新裁2.2% 既裁1.9%

【この記事の詳しい説明は、筆者の日本総合研究所の研究員紹介のページに掲載しています。「日本総合研究所 高橋俊之」でwebを検索してください。】